第１回修善寺町外３町合併協議会　会議録

〇山本事務局長

改めまして、皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から修善寺町外３町合併協議会を開催させていただきます。私は本日の司会役を務めさせていただきます、合併協議会事務局の山本と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元の会議次第に沿って進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、委嘱状の交付を行います。お名前をお呼びいたしますので、恐縮ですがその場にてご起立、ご一礼後、ご着席くださるようお願いいたします。なお、ご紹介につきましてはお手元名簿と席次表にてご紹介に代えさせていただきます。それではお名前を読み上げさせていただきます。

海瀬英治様、中伊豆町です。立岩博明様、天城湯ケ島町です。鈴木衛様、土肥町です。遠藤正寿様、修善寺町です。石和信一様、中伊豆町です。浅田靖夫様、天城湯ケ島町です。鈴木久之様、土肥町です。三須重治様、修善寺町です。土屋英隆様、中伊豆町です。飯田正志様、天城湯ケ島町です。勝呂宗夫様、土肥町です。遠藤寿夫様、修善寺町です。遠藤浩三郎様、修善寺町です。遠藤剛様、修善寺町です。杉山照子様、修善寺町です。塩谷恭利様、中伊豆町です。佐藤秀逸様、中伊豆町です。井本甲男様、中伊豆町です。山口勢津子様、中伊豆町です。伊藤春秀様、天城湯ケ島町です。欠席とのことでございます。鈴木勇様、天城湯ケ島町です。小森健治様、天城湯ケ島町です。高橋眞利子様、天城湯ケ島町です。飯田文秀様、土肥町です。青木喜代司様、土肥町です。野畑宗雄様、土肥町です。古屋美枝様、土肥町です。斉藤民夫様、静岡県です。後藤和英様、静岡県です。

監査委員のご紹介を申し上げます。足立光弘様、天城湯ケ島町です。同じく水口岩雄様、土肥町です。以上でございます。

時間の関係上、大変失礼かとは存じますが、委嘱状は委員を代表いたしまして海瀬中伊豆町長に辞令の受け取りをお願いいたします。なお、12 月 24 日に行われました協議書の調印で、本協議会の会長は、修善寺町長　大城伸彦様、副会長に中伊豆町長　海瀬英治様、天城湯ヶ島町長　立岩博明様、土肥町長　鈴木衛様の３人となっております。それでは、大城会長、海瀬中伊豆町長様、お願いいたします。一同恐縮ですがご起立をお願いいたします。

〇大城会長　　<委嘱状の交付>

海瀬英治様・中伊豆町長、修善寺町外３町合併協議会副会長を委嘱する。平成 15 年１月１日、修善寺外３町合併協議会会長、修善寺町長・大城伸彦。

お願いいたします。

〇山本事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。続きまして協議会、開会の言葉を中伊豆町長の海瀬副会長にお願いいたします。

〇海瀬副会長

皆さん、こんにちは。今日はたいへん快晴に恵まれまして、私どものこの協議会の、明るい結果を占うかのように思っております。皆様方には、昨年末、本当に押しつまって協議会の委員をお願いいたしましたところ、皆さん快くお受けくださいまして、本当にありがとうございました。

県からも東部の行政センターの所長様、それから、総室長様がこれに加わりまして、30 名の委員ということでスタートするわけでございます。

とにかく、歴史的な大きな事業に直接参画できるということは、この仕事が非常に重責であると、重いということではありますが、とにかく、これを誇りとして、大いに情報公開される中で、活発に議論を展開して、そして人口的にはやや小さいけれど、足腰のしっかりした、元気な、そういう新しい市を誕生するように、がんばっていきたいと思います。

力を合わせ、心を組んで、取り組みましょう。それでは、第 1 回協議会をただいまより開催いたします。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして協議会長あいさつ。大城会長お願いいたします

○大城会長

皆さん、こんにちは。先ほど司会からお話がありましたように、昨年暮れ、会長を仰せつかった、修善寺町長の大城でございます。年齢も行政経験も一番若い私がやるのは、いささかどうかと思うわけですが、もとより行政のスリム化・効率化を進めるべきだと考えておりましたので、会長を承ることになりました。経験は不足ですが、一生懸命やりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は皆さん方、大変お忙しいところ、修善寺町外３町合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほどは、協議委員あるいは監査委員を委嘱いたしましたが、お引き受けいただきまして、ありがとうございます。昨日は雨が降っておりましたが、今日はご覧のように素晴らしい快晴であります。霊峰富士が我々の行方を見守ってくれているような感じがいたします。本日第 1 回修善寺町外 3 町合併協議会が開催されるには大変ふさわしい日であり、まさに記念すべきことであると思います。

経済のグローバル化、少子高齢化、高度情報化、あるいは地球環境保護が課題となるなか、地域の特徴を活かした、新しい時代の新しい社会のありかたが求められております。また、昨今の日本経済は大変厳しい状況が続いております。

中伊豆町、天城湯ケ島町、土肥町及び修善寺町の４町は、昨年の暮れ、それぞれの町議会で法定合併協議会設立に向けての議案が可決されまして、暮れに４町で合意いたしました。この平成 15 年 1 月 1 日付けで、法定合併協議会が設立されたわけであります。

協議会のメンバーは、先ほど紹介がありましたが、４町の町長、それから議長、議員さん 1 名、及び学識経験者４名ですので、各町 7 名、４町でございますから、２８名、それに県知事推薦の学識経験者お二人、県総務部市町村総室長の斉藤様、東部県行政センター所長の後藤様のご参加をいただき、総勢３０名によって構成されます。

４町が合併いたしますと、人口規模が３万８千、面積は３６４平方キロということになり、新しい市を目指し、新市のあり方について協議され、将来構想を策定していただくことになります。協議事項は約 1,000 に近いものがあり、しかも新市を目指すためには平成 16 年 3 月までに合併するということが必要になりますので、相当なスピードで合併協議を進めなければなりません。

また、協議会を進めるなかで、いくつかの課題が生じるものと思われますが、21 世紀の地方分権社会における伊豆の中央部の 10 年後、20 年後を見据えた魅力ある豊かな市、がんばる地域、がんばれる地域を目指して、心をひとつにして力を結集し、合併協議を進めてまいりたいと存じます。さらに協議内容、進捗状況につきましては、広く情報提供をし、住民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

昨日県より、この４町の合併協議についてはですね、合併重点支援地域に指定されたというたいへんありがたい知らせをいただきました。いよいよこれから合併協議が本番になるわけでございます。静岡県東部伊豆地域の平成合併の１番バッターとして、リーディングケースになるようしっかりと進めてまいりたい、このように考えております。

今後とも皆様方の一層のご理解とご協力、また、審議が順調に進むようお願いいたします。よろしくお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

○山本事務局長

ありがとうございました。次に経過報告の概略を土肥町長であります鈴木副会長にお願いいたします。

○鈴木副会長

第１回目の合併の協議会、本当におめでとうございます。それでは私の方から、現在に至ります経過の報告をさせていただきます。

平成 14 年 5 月 17 日に、田方郡町村会の臨時総会が開催され、大仁町、修善寺町、天城湯ケ島町、中伊豆町、土肥町、戸田村の５町１村が合併協議会設立に参加する意思を表明、しかし外３町は不参加または態度留保いたしました。

７月 19 日に６町村の助役、総務課長が集まり、田方南部合併研究会の設置を検討し、当日正式に研究会が発足しました。

９月２日には研究会事務局を東部健康福祉センター修善寺支所の一室をお借りして、開設し、また６町村の町村長の集まりである、田方南部連絡会を設置することにしました。

９月 28 日には「市町村合併を考える全国リレーシンポジウム」が修善寺町の生きいきプラザで開催され、６町村の住民を中心に約 600 人が参加しました。

10 月 11 日に、６町村の正副議会議長をはじめ、合併調査特別委員会正副委員長などによります田方南部議員合併連絡会が設立され、５町１村の議員が連携し、町村合併について研究・協議を進めていくことを確認されました。

11 月 15 日以降、戸田村が法定合併協議会設置議案の上程を保留し、大仁町も議案を上程しないことを表明したため、12 月４日に第３回田方南部合併連絡会を開催して、修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町の４町で合併協議会の設置を進めることにしました。

12 月 12 日に土肥町議会で修善寺町外 3 町合併協議会設置議案が可決され、12 月 18 日には中伊豆町議会と天城湯ケ島町議会が、12 月 19 日に修善寺町議会が、それぞれ合併協議会設置の議案が可決されました。

12 月 20 日には、田方南部議員合併連絡会では、４町での法定合併協議会設立が決まったことを受け、５町１村による連絡会を解散し、修善寺町外３町議員合併研究会が発足されました。

12 月 24 日には、４町長が集まり、協議規約に関する協議を行い、会長・副会長の選任、学識経験を有する委員、監査委員などを決め、協議書に署名しました。また、協議会規約の施行日を平成 15 年１月１日とすることにしました。

12 月 26 日には静岡県知事へ、協議会の設置届と、合併重点支援地域の指定に関わる要望書を提出し、平成 15 年１月１日に修善寺町外 3 町合併協議会が発足し、今日にいたっております。

以上であります。

○山本事務局長

ありがとうございました。それでは早速、会議に入りたいと存じます。しかし、会議にい

ります前に、皆様にお許しをいただきたいことがございます。それは会議の傍聴規程を皆様に協議していただく前に傍聴の方々を本会議場にお呼びしております。何卒ご容赦下さいますようお願いいたします。

それでは会議に入ります。会議は「協議会規約」第 10 条第２項により「会長が議長となる」ことになっております。これからの議事の進行につきましては、会長にお願いすることとなります。それではお願いいたします。

○大城議長

さきほど事務局長から説明がありましたように４町の協議の中で、本協議会の会長を仰せつかりました。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議題の報告第１号「修善寺町外３町合併協議会規約の報告について」、報告第２号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議の報告について」は、一括議題にしたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○山本事務局長

はい。最初に報告第１号「修善寺町外３町合併協議会規約の報告」をいたします。１頁になります。１枚おめくりください。

本合併協議会は、地方自治法第 252 条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき設置したものです。

この設置にあたりましては、地方自治法第 252 条の２第１項に規約を定めることが義務づけられておりますので、お手元に配布しております規約を定め、同法第 252 条の２第３項の規定に基づき、昨年の 12 月、各町議会に提案いたし、それぞれの町議会で可決を頂き、その後、所定の手続きを済ませたところでございます。

内容につきましては、要点のみ、説明を申し上げます。

第３条では、協議会が担う事務として第１に合併の是非を含めた関係町の合併に関する協議、第２に「新市将来構想及び新市建設計画の作成」でございます。新市の建設計画につきましては合併特例法第５条の規定によるものです。建設計画と申しますのは、合併市町村の将来的なビジョンいわば、マスタープランの作成とも言えるものです。

次に５条に、「協議会は会長と委員をもって組織する」こと、６条には会長は、４町長が協議により、委員の中から選任すること。そのほか会議に関することや、小委員会の設置、幹事会、事務局の設置、経費負担は４町均等に負担すること、出納監査などを定めています。

協議会の組織につきましては５頁の資料のとおりでございます。

続きまして報告第２号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議書の報告について」ご説明申し上げます。７頁になります。１枚おめくりいただきまして、この協議書の中で、協議して定めた事項につきましては、本協議会の事務所の位置を修善寺町修善寺 307 に置くこと。また、先ほど申し上げましたが、会長、副会長を選任し、会長の職務代理者の順位を決めております。それから委員の皆様方の選出、監査委員に天城湯ヶ島町監査委員の足立光弘様、土肥町監査委員の水口岩雄様をお願いし、事務局職員を決めております。また、先の規約の施行日を平成 15 年、今年の１月１日としたものです。

以上でございます。

○大城議長

報告第１号「修善寺町外３町合併協議会規約の報告について」、報告第２号「修善寺町外３町合併協議会規約に関する協議の報告について」のあらましについて説明がありました。

報告事項でございますが、説明の中で何か不明な点がございましたら、挙手をもって、そして許可されましたらお名前をおっしゃってご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。特に不明な点等ございませんでしょうか。

〇委員

異議なし

〇大城議長

異議なしという声がございました。

報告１号、報告２号につきましては、ご承認いただけたものということで、報告済みとさせていただきます。

それでは続きまして、報告第３号「修善寺町外３町合併協議会事務局規程の報告について」及び報告第４号「修善寺町外３町合併協議会財務規程の報告について」を一括議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

〇山本事務局長

先ほどの合併協議会規約の中に「会長が別に定める」旨の規定がございます。報告第３号につきましては、合併協議会規約第 14 条第３項に基づきまして、また、報告第４号は、規約第 16 条に基づいて会長が別に定めたものです。

それでは最初に報告第３号「修善寺町外３町合併協議会事務局規程の報告について」申し上げます。12 頁になります。１枚おめくりいただきまして、第２条で事務局の所掌事務を、また第３条で事務局に総務班、計画班、調整第１班、調整第２班、調整第３班を置き、各班の所掌事務は 14 頁の別表１となります。

このほか、職員の職務、会長の決裁事項、局長の専決事項、公印の取扱、職員の服務、給与等について定めています。なお、協議会事務局の組織図や名簿は､19 頁の資料をご覧ください。

次に報告第４号「修善寺町外３町合併協議会財務規程について」ご説明申し上げます。21 頁になります。１頁おめくりいただきまして、この規程は協議会の財務に関し必要な事項を定めたものです。会計年度は、地方公共団体の会計年度によること。また、第２条第２項で「年度開始前に協議会の会議に諮り」とありますが、附則で「年度開始前に」を「第１回の」と読み替え規定を設けてあります。これは、この１月１日から３月 31 日までの予算の成立を可能にするための措置でございます。また、会長は１月１日から１回目の合併協議会の開催日までの収入・支出をすることができるよう、附則の３項で規定しています。以上で説明を終わらせていただきます。

〇大城議長

ただいま、報告第３号及び第４号の報告がありました。何かご質問等がございましたら、ご発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

特にご発言もないようでございますので、この報告でご承認いただけたものとさせてよろしいでしょうか。

〇委員

異議なし。

〇大城議長

ありがとうございます。それでは報告３号及び４号までは報告済みとさせていただきます。

それでは、続きまして協議事項に移らせていただきます。

まず、最初の協議第１号「修善寺町外３町合併協議会会議運営規程について」を議題とい

たします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
はい。協議第１号「修善寺町外３町合併協議会会議運営規程について」ご説明申し上げます。26 頁をお開きください。
この規程は、合併協議会の会議の運営に必要な事項を定めるものです。第２条、会議は原則として公開すること、ただし、出席委員の２分の１以上の賛同があるときは非公開にできること。第３条では会長は議長として副会長と連携しながら迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。委員は会議に積極的に参加し、円滑な議事運営に協力しなければならないとしています。
また第４条第２項　委員は議長の許可を得た後に発言すること、第５条　会議の議事は原則として全会一致をもって進める。全会一致でございます。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、出席委員の３分の２、３分の２です、以上の賛同をもって議事を進めることができること。第６条会議は傍聴できる。傍聴について必要な事項は会長が会議に諮り、別に定めること。第７条　会議録の調製などを定めています。
以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第１号「修善寺町外３町合併協議会会議運営規程について」の説明がありました。これにつきまして何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
質問・ご意見ございませんか。
○委員
異議なし
○大城議長
異議なしという声がありました。
それでは協議第１号につきましては、ご承認をいただけたものとさせていただきます。
続きまして協議第２号「修善寺町外３町合併協議会傍聴規定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
はい。協議第２号「修善寺町外３町合併協議会傍聴規定について」ご説明申し上げます。
29 頁になります。１枚めくっていただきます。
第３条で傍聴人の定員は、開場の規模に応じて会長が決める、としています。第４条で傍聴の手続きを定めています。傍聴される場合は開催予定時刻の 20 分前までに所定の手続きが必要となります。傍聴証が必要となりますが、傍聴者が開催予定時刻の 15 分前に定員を超えた場合は手続きを済ませた人の中から、抽選となります。
第６条で傍聴席に入ることができない人を掲げております。これは常識的な線であると思います。第７条では傍聴人の守るべき事項を、第８条で録音等の禁止を掲げております。
以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第２号「修善寺町外３町合併協議会傍聴規程について」の説明がありました。本件につきまして、ご質問・ご意見がありましたら受けます。いかがでしょうか。
○委員
異議なし

○大城議長
異議なしとの声がありました。
それでは、協議第２号「修善寺町外３町合併協議会傍聴規程について」はご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第３号「修善寺町外３町合併協議会小委員会規程について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
協議第３号「修善寺町外３町合併協議会小委員会規程について」ご説明申し上げます。35、36 頁になります。１頁めくっていただきます。
小委員会は担任の事務の一部について調査・審議を行うため、協議会規約第 12 条第１項に基づいて設置するものです。第３条小委員会は協議会委員の中から会長が会議に諮り、指名すること。４条から５条で委員長は委員の互選で、会議の議長となること。第７条小委員会の調査・審議の結果は、随時協議会の会場に報告するものとしております。
以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第３号「修善寺町外３町合併協議会小委員会規程について」の説明がありました。本件につきまして、ご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見のある方はおられませんか。
○委員
異議なし
○大城議長
異議なしの声がありました。それでは、協議第３号「修善寺町外３町合併協議会小委員会規程について」はご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第４号「修善寺町外３町合併協議会幹事会規程について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
はい。協議第４号「修善寺町外３町合併協議会幹事会規程について」説明を申し上げます。37 頁から 39 頁になります。
38 頁をお開きいただきまして、幹事会は協議会規約第 13 条第２項に基づいて設置いたします。その役割は、会長の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議・調整します。幹事会は、互選によって幹事長を置き、幹事長が会議の議長になります。また、幹事長が幹事会の協議経過や結果につきまして会長に報告すること、幹事会の庶務は事務局で行うことになっています。
以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第４号「修善寺町外３町合併協議会幹事会規程について」の説明がありました。本件につきまして、ご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見のある方はおられませんか。
○委員
異議なし
○大城議長
異議なしとの声がありました。それでは、協議第４号「修善寺町外３町合併協議会幹事会規程について」は承認されたものとさせていただきます。
続きまして、協議第５号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規

程について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
はい。協議第５号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」説明を申し上げます。41 頁から 42 頁になります。42 頁をお開きください。
この規定は、幹事会規約第 18 条に基づいて設置するものです。委員の方々の報酬は１日 5,500 円でそのほか、費用弁償が支給されます。ただし、４町の町長と常勤職員は支給いたしません。旅費等につきましては、修善寺町の職員の旅費に関する条例を準用することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第５号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」の説明がありました。本件につきまして、質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見のございます方、おられませんか。
質問・ご意見がないようでございますので、協議第５号「修善寺町外３町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について」はご承認いただけたものとさせていただきます。
続きまして、協議第６号「平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会予算について」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
○山本事務局長
はい。協議第６号「平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会予算について」説明させていただきます。43 頁から 48 頁になります。この予算は平成１４年度ですので、この１月１日から３月 31 日までのものとなります。弾力的な対応のために第２条で必要に応じて款相互の流用ができるとさせていただきました。また歳入歳出予算は総額2,200万2,000円となります。
45 頁の歳入歳出事項別明細書に移ります。先ず歳入ですが、合併協議会負担金が各町平等に１町あたり 550 万円、４町でございますので、計 2,200 万円。歳入の大部分を占めます。歳出は、総務費、事業費、予備費と大きく３つに分かれます。46 ページをご覧ください。総務費は事務局費として総額 890 万円、大きなものは使用料です。47 ページですが、事業費は総額 1,260 万２千円、会議費、調査研究費、広報広聴費です。会議費につきましては、委員報酬や費用弁償、調査研究費は、委託料が主なものです。広報広聴費は合併協議会だよりやホームページの開設に要するものです。
以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
協議第６号「平成 14 年度修善寺町外３町合併協議会予算について」の説明がありました。
本件につきましてご質問・ご意見を承ります。
○三須重治委員
修善寺の三須です。
重点支援地域に指定されたということで、14年度中にこの予算が補正されてくるような可能性というのはあるんですか。そのあたりをご説明願います。
○大城議長
はい。事務局、説明してください。
○山本事務局長
あの、昨日ですね、重点支援地域の発表がございました。ですから、その辺につきまして検討はしてございませんが、まず、無理ではないかなという感じはしておりますが、調べて、

またご返事いたします。
○斉藤民夫委員
　静岡県の斉藤でございます。
　昨日、重点支援地域の指定をいたしたわけでございますが、合併協議会の予算にですね、直接的に関わりはないものと理解しております。建設計画の策定にあたり、様々な事業を盛り込むについて、県の支援措置があるというような、国もそうなんですが、そのような特例があるというものでございますので、直接的に協議会の予算に関連はないのではないかとそのように考えております。
○大城議長
　三須さん、よろしゅうございますか。
　ほかに、ご質問・ご意見ございませんか。
○委員
　異議なし
○大城議長
　異議なしとの声がありました。ご異議はございませんでしょうか。
　それでは、協議第６号につきましては、ご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして協議第７号「合併協定項目について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
○山本事務局長
　はい。協議第７号「合併協定項目について」ご説明申し上げます。49 ページになります。１枚おめくりいただきまして、項目につきましては、50 ページでございますけれど、ここに掲げました事項が合併をする際の協定項目となるものでございます。ここにお示しいたしました協定項目は、合併特例法や先進地の例を参考に整理をいたしたものでございます。今後、この合併協議会におきまして、項目ごとに協議調整をしていただくことになります。
　協定項目は上から１.合併の方式、２.合併の期日、３.新市の名称と続き、最後に 24.新市建設計画となります。なお、23 番目に各種事務事業の取扱といたしまして各種行政事務事業としまして、18 項目に細分いたしました。この 18 項目につきましては、現在のところ 925 の事務事業があげられております。これはまだ確定した数値ではございません。なお、１番から４番までと 24 番を除いた項目につきましては、今後専門部会で協議し、幹事会に諮ったうえで、この協議会にあげて参りたいと考えております。事務事業の調整方針につきましては、①新市に移行する際、住民生活に支障のないよう、一体性の確保に努める。②住民サービスと住民福祉の向上に努める。③住民負担の適正化を図り、行政格差を生じないように努める。④地域の特性を尊重し、地域間の均衡を保てるよう努める。⑤将来を見据えた健全な財政運営に努める。⑥行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。自治体の規模にあった事務事業の見直しに努めることとしています。以上で説明を終わらせていただきます。
○大城議長
　協議第７号「合併協定項目について」の説明がありました。本件につきましてご質問・ご意見を受けます。ご質問・ご意見ございませんか。
　三須さん。
○三須重治委員
　重ねての質問ですいません。６番目ですが、議会の議員の定数及び任期の取扱ということで、４町議員合併研究会のほうからと言う事で、これはやはり、この統一地方選挙で土

肥町議会が行われるということで、非常に、まあ、ここの部分が土肥町のこれから統一地方選挙を考えている候補者の皆さんがどうなるかという事で非常に迷ってるということですので、これをなるたけ優先的に検討項目の一番目にして、是非このなかで一つの結論を出して土肥町さんの議会がスムーズにいくようにお願いしたいと、そんな事を思います。
○大城議長
ご意見ということでよろしゅうございますか。
○三須重治委員
そういうことです。
○大城議長
はい、ご意見承ります。
他に、ご質問・ご意見ございませんか。
質問・ご意見ないようですので、ご異議ないという事にさせていただきます。
本件につきましては、協議第７号「合併協定項目」については、ご承諾をいただけたものとさせていただきます。続きまして協議第８号「合併の方式について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
○山本事務局長
協議第８号「合併の方式について」ご説明申し上げます。
51・52 頁になります。合併の方式は、協定項目の最初にございます。ご承知のとおり合併の方式につきましては、新設合併と編入合併の２つの方法がございます。今回提案いたしました新設合併は、合併するすべての市町村を廃止して新たに１つの市町村を置く場合をいいまして、対等合併といわれています。編入合併につきましては、吸収合併ともいわれています。新設合併につきましては、新たな市町村を置くことになりますので、合併に必要なあらゆる項目について協議、調整が必要になります。そのあらましを 52 ページにご用意いたしました。４町が対等な立場で合併することにより、各町がそれぞれの特性や機能を生かし、相互に協力・連帯することで新しい町づくりに新たに取り組むとの考え方に基づきまして、合併の方式を新設合併とするものでございます。以上、合併の方式につきまして説明を終わらせて頂きます。
○大城議長
協議第８号「合併の方式について」の説明がありました。これにつきましてご質問・ご意見を受けます。
はい、石和さん。
○石和信一委員
中伊豆町の石和でございます。提案どおりで賛成いたします。
○大城議長
他に、ご質問・ご意見ございませんか。
○委員
異議なし。
○大城議長
異議なしとのお声がありました。それでは協議第８号「合併の方式について」は、ご承諾をいただけたものとさせていただきます。
ここで暫時休憩をしたいと思いますが、10 分間、40 分まで休憩といたします。
＜休憩＞

○大城議長
それでは会議を再開いたします。
協議第９号「合併の期日について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
○山本事務局長
協議第９号「合併の期日について」ご説明いたします。53～57 頁になります。合併の期日を平成 16 年３月 31 日と提案させていただくものでございます。市になるための最終期限が現段階ではこの日になります。この提案につきましては、今回ご提案し、次回に決めさせていただければ、と考えております。54 頁左側の留意事項の最上段をご覧ください。市になるための要件がございます。ご承知のとおり４町あわせた人口は 38,000 人です。人口３万人以上で市になるためには、平成 16 年３月 31 日までに合併しなければなりません。仮に急に人口が増えて４万人以上となったといたしましても、この日を過ぎますと、②にありますように、今までになかった要件がつきます。つまり、「中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の６割以上であること」などです。他にもございますが、私どものところでは、これらの要件を満たすことができませんので、たとえ４万人以上となったとしても、16 年４月１以後では市になることはできません。また、17 年４月１日以後では、55 頁にあるように、合併特例債や交付税の算定特例も受けられなくなります。以上のことから、市になることも選択肢として留保いたしますと、合併は平成 16 年３月 31 日となるものです。そうした場合のスケジュールは、57 頁のようになると予想しております。なお、合併の期日は協定項目の１つとなっています。以上でございます。
○大城議長
協議第９号「合併の期日について」説明がありました。質問を受けます。質問はありませんか。
これにつきましては、本日は提案ということですので、次回に慎重にご審議いただき、ご決定をいただきたいと思います。ご質問ございますか。
○委員
異議なし。
○大城議長
異議なしとの声がありましたので、次に参りたいと思います。続きまして、協議第 10 号「新市の名称について」事務局より説明をお願いします。
○山本事務局長
協議第 10 号「新市の名称について」ご説明いたします。59～61 頁です。新市の名称につきましては、住民の一体感の醸成、新たな創造に向けて重要な役割があろうかと思われます。また、協定項目の１つとなっております。このため、協議会の中に小委員会の設置をお願し、公募の方法により幅広く住民の声や意見を募り、公募の中から名称にふさわしい数点を小委員会で選んでいただきます。その中から合併協議会で決めていただくことを提案するものでございます。なお、60 頁に名称について基本的な考え方、検討にあたっての留意事項、名称の表し方などをご用意いたしました。以上でございます。
○大城議長
協議第 10 号「新市の名称について」説明がありました。ここでは小委員会を設置して検討すること、名称を公募し、小委員会で候補を選んでこの合併協議会にかけて名称を決めることの提案でございます。次回に協議し、決定をお願いするものです。
ご質問･ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございませんか。

○委員
異議なし。
○大城議長
ないようでございますので、協議第 10 号「新市の名称について」は提案どおり次回に協議・決定をお願いいたします。
続きまして協議第 11 号「新市の事務所の位置について」事務局より説明をお願いします。
○山本事務局長
協議第 11 号「新市の事務所の位置について」説明申し上げます。63～69 頁になります。64 頁をお願いします。新市の事務所の位置につきましても、協議第 10 号と同じく、小委員会を設置して協議し、合併協議会で決定していただくことを提案するものです。新市の事務所を決める必要性は、条例で事務所の位置を定めることを地方自治法で義務づけられております。また位置の決定基準や位置の考え方、庁舎関係の参考資料などを基に小委員会で協議していただいたうえで、合併協議会で決定をお願いするものです。以上でございます。
○大城議長
協議第 11 号「新市の事務所の位置について」説明がありました。これは、小委員会を設置し、協議して、合併協議会で決定いただくという事で提案がありました。
ご質問・ご意見を受けます。ご質問、ご意見はございませんか。
ないようでございますので、協議第 11 号「新市の事務所の位置について」は提案どおりとさせていただきます。
続きまして、協議第 12 号「新市建設計画について」説明をお願いします。
○山本事務局長
説明を申し上げます前に、たいへん申し訳ありません、資料の訂正がございます。74 頁をお開きください。74 頁の上から１，２，３，４とあります。４の報告の中の下に四角で囲んだ部分がございます。その中で、小委員会規程がございますが、3 条、3 条とございます。後の 3 条を 4 条とご訂正いただきたいと思います。申し訳ありません。
それでは、協議第 12 号「新市建設計画について」ご説明いたします。71～75 頁になります。新市の建設計画は、協定項目の 24 番目にあるものです。新市の建設計画は、新市の将来ビジョンともいうべきもので、ハード事業、ソフト事業の施策を総合的・効果的に推進するため、新市・県が実施する事業を内容とするものになっております。それ故、その作成にあたって県との調整があり、また、この新市建設計画を基に様々な財政措置が講じられることになっております。ここでは新市建設計画の策定方針をご確認いただくとともに、新市将来構想案、新市建設計画案の作成につきましては、小委員会を設置し、小委員会で協議のうえ、本協議会で決定することにご了承いただきたいと存じます。それでは新市建設計画の策定方針を申し上げます。72 頁をお開きください。新市計画の策定方針は１計画策定の趣旨、２計画の構成、３建設計画の期間、４計画策定の体制、５新市建設計画等策定小委員会の設置となっております。具体的には 72～73 頁に策定方針としてございます。小委員会の委員さんは、会長及び委員の中から会長が会議に諮って指名することになっており、小委員会を置くことができますれば、75 頁の委員さんでお願いいたしたいと考えております。以上でございます。
○大城議長
協議第 12 号「新市建設計画について」説明がありました。本件につきましても、小委員会を設置し、小委員会で協議の上、本協議会で決定するという提案でございます。質問・ご意見を受けます。ご意見を受ける前に小委員会の委員さんの指名も 75 頁ですか、示させていた

だいたところであります。それでは、質問・ご意見を受けます。
　質問・ご意見ありませんか。
　ご質問がなければ、本件につきましては、提案どおりご確認いただいたものとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
〇委員
　異議なし。
〇大城議長
　ありがとうございます。以上をもちまして、議事はすべて終了いたしました。長い間、慎重なご審議、スムーズな議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。
〇山本事務局長
　長い間ありがとうございました。お疲れのところ、恐縮ですが、その他に入らせていただきます。では、今後の協議の進め方と、日程につきまして、事務局総務班長の山本からご連絡いたします。
〇山本総務班長　　＜日程説明＞
　それでは、77 頁をお開きいただきたいと思います。77 頁の 1 にありますように会議の開催の日は原則として隔週の水曜日、午後 1：30 からとさせていただきたいと存じます。ただ、次回のですね、第 2 回につきましては、都合によりまして、6 日の木曜日とさせていただきたいと思います。それ以外の進め方につきましてですけど、毎回、次回の開催を確認させていただきまして、さらにその次の回、つまり 4 週後の回につきまして、もし、多くの委員さんが、出席できないよという事があらかじめ解っている時は、その席上で、日にちを前後に調整させていただくというような事をさせていただきたいと思っています。
　場所につきましては、かならず前回までに次回の場所をその都度お知らせさせていただきます。
　それから、次の２にありますように、協議の資料につきましては一部附属資料を除きまして、傍聴者の皆様にも配布したいと考えています。
　また、会議の資料、記録につきましては、できるかぎりホームページ等で公開していく予定でいます。
　また、３番目に１で申し上げました開催予定ですね、これを 7 月末位までを念のため掲載させていただきました。たいへん過密な、2 週間に 1 回位の日程になっていますけれども、よろしくお願いいたします。
　早速ですが、次回の開催通知を、2 月の 6 日ということで今回資料の中に入れさせてもらいました。開催につきまして、2 月 6 日午後 1：30、中伊豆町福祉センター２階多目的研修室でもって開催させていただきたいというように予定をしております。またですね、先ほど、小委員会のお話が出ましたが、全体の協議会の終了後に小委員会の開催もさせていただきたいというように予定しております。以上です。
〇山本事務局長
　日程について、説明を申し上げました。会議の資料につきましては、第１回目でありますので、私ども、正直申しまして難儀したわけでございますが、次回からは、できるだけ協議の内容、題名は勿論でありますけれども、準備ができた資料につきましては、次回以降は事前に連絡をさせていただくということにしたいと思います。
　それでは閉会のことばを天城湯ケ島町長の立岩副会長、お願いいたします。

○立岩副会長

それでは、今日は前段の勉強会に続きまして、第１回目の協議会、慎重審議をいただきました。今日のところは、報告・提案ということで、非常にスムーズに承認いただきましてありがとうございました。余談になりますけれども、この合併協議会の大きな課題は、やはり名前、名称の問題だろうといわれております。合併協のエネルギー60%位がこの名前でかかってしまうとうような事もいわれています。次回からの協議会またあるいは小委員会で慎重にご審議いただきまして、できる限り早く、場所あるいは名称について決めていただくというような方向をしていただければ、ありがたく思います。以上をもちまして、第１回の修善寺町外３町合併協議会を閉じさせていただきます。長時間ありがとうございました。